

# 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案 用例集

令和3年1月  
内閣府子ども・子育て本部

## 目 次

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係) .....	1
【「地域子ども・子育て支援事業～その他の子ども・子育て支援」の例】 .....	1
(子ども・子育て支援法附則第十四条の二関係) .....	1
【「積極的に取り組む」の例】 .....	1
【「取り組んでいる」の例】 .....	1
【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行うことができる」の例】 .....	2
(児童手当法附則第二条第一項関係) .....	2
【「～の前年～の所得～が、～の扶養親族等（及び）～の扶養親族等でない児童で～が～の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額（未満）である」の例】 .....	2
(児童手当法附則第二条第三項関係) .....	2
【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法～は、政令で定める。」の例】 .....	2
(附則第二条関係) .....	3
【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】 .....	3
【「少子化の進展への対処に寄与する」の例】 .....	3
【「～の観点から、」の例】 .....	3
(附則第三条関係) .....	4
【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】 .....	4
【所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】 .....	4
(理由関係) .....	4
【「総合的な少子化対策を推進する一環として、」の例】 .....	4
【「保育の需要の増大等に対応（し）」の例】 .....	5
【「施設型給付費等支給費用」の例】 .....	5
【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】 .....	6
【「特例給付」の例】 .....	6

(子ども・子育て支援法第六十一条第三項関係)

【「地域子ども・子育て支援事業」その他の子ども・子育て支援】の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

- 一 （略）
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 （略）

【「積極的に取り組む」の例】

（子ども・子育て支援法附則第十四条の二関係）

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十一年法律第六十七号)

（社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進）

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【「取り組んでいる」の例】

○国家戦略特別区城法

(平成二十五年法律第一百七号)

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例）

第二十四条の二 （略）

2 （略）

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

3 （略）

【「政府は、仕事・子育て両立支援事業として、～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」の例】

○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るために、仕事・子育て両立支援事業として「児童福祉法第五十九条の一第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものに該当する者に対する助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第一項関係)

【「～の前年～の所得～が、～の扶養親族等（及び）～の扶養親族等でない児童で～が～の十一月三十一日ににおいて生計を維持したもののが有無及び数に応じて、政令で定める額（未満）である」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十一月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 (略)

(児童手当法附則第二条第三項関係)

【「前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」の例】

○児童手当法

(昭和四十六年法律第七十三号)

(支給要件)

第五条 (略)

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

## 【「子ども・子育て支援に関する施策」の例】

### ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一～三 (略)

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2・3 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（略）

## 【「少子化の進展への対処に寄与する」の例】

### ○大学等における就学の支援に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

## 【「～の観点から、」の例】

### ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

(平成二十四年法律第六十八号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 (略)

一 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ (略)

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となつていいかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ・ニ (略)

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四〇六 (略)

七 國際的な取引に関する課税については、國際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帶税について國際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八 (略)

附 則

第二十条 所得税については、格差のは正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

(附則第三条関係)

【児童手当の所得制限を改正した際の経過措置の例】

○所得税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十九年法律第四号)

附 則

(国民年金法等の一部改正)

第二百二十二条 次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一〇三 (略)

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項

五〇八 (略)

(国民年金法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十三条 (略)

3 2 (略)

前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 (略)

【所得制限のなかつた給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例】

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第九十号)

附 則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2・3 略

【「総合的な少子化対策を推進する一環として、「 の例】

○児童手当法の一部を改正する法律案

(平成十九年内閣提出第一一四四号)

## 理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(平成三十一年内閣提出第十五号)

## 理由

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○大学等における修学の支援に関する法律案

(平成三十一年内閣提出第二十一号)

## 理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学的重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るために、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 【「施設型給付費等支給費用」の例】

### ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)

## 理由

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○子ども・子育て支援法

(平成三十一年内閣提出第六号)

## 理由

(拠出金の施設型給付費等支給費用への充当)

第六十六条の三 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもたち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第一項において同じ。）に係る

## 【「保育の需要の増大等に対応（し）」の例】

ものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 (略)

## ○児童手当法

（昭和四十六年法律第七十三号）

### 【「一般事業主から徴収する拠出金」の例】

附則  
（特例給付）

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案  
(平成三十年内閣提出第六号)

理由  
保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 (略)

る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 【「特例給付」の例】

- 児童手当法の一部を改正する法律案

（平成十六年内閣提出第三十二号）

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図